

7 大田 勤 議員



- 1 合葬墓の建設・学校給食費の無償化・ノッタラインの停留所増・移設など早期実現を
- 2 総務省「会計年度任用職員の再任用2回上限の撤廃」を受け雇用の改善を
- 3 衰退産業となりつつある原発 再稼働ではなく再生可能エネルギーに転換を

1 合葬墓の建設・学校給食費の無償化・ノッタラインの停留所増・移設など早期実現を

令和6年第1回定例会で町長は、町では、令和3年度に実施した町営合葬墓に関するアンケート調査の結果などから、住民ニーズが一定程度あるものと認識しており、令和6年度におきましては、これまでの関係者との協議による意見等を参考にしながら、他の自治体における整備内容や、その手法について視察などにより情報収集を行い、本町における合葬墓の整備について時期や規模の他、施設管理のあり方や埋蔵方法、管理料等の利用条件などを含めた具体的事項の検討に着手したいと考えておりますと答弁しています。

アンケートでは必要と思う回答者の1番、お墓の将来的な管理に不安がある。2番には、子どもや孫に不安をかけたくないでしたが、アンケートから3年を経て、合葬墓への要望がますます強く寄せられています。

本町での合葬墓の設置の時期、規模は具体的にになってきたのか。

これまでの関係者との協議で意見の内容は。

他の自治体での整備内容・手法などでどのような情報を得てきたのか。

施設管理のあり方、埋蔵方法。

墓碑等への名盤の設置なども検討しているのか。

利用条件、管理料や合葬墓の建設場所は。

墓じまいを考えている方、こどもが岩内町を離れ誰も岩内に住む家族がいなくなる方、お寺に預けているけれど年に1回、来れないときもあるなどこれからのことに不安を抱えている人の話を多く聞きます。町が合葬墓を作るなら利用させてもらいたい、いつから利用できるのかなど合葬墓への思いは住民の中に強くあります。

近い将来のことを考えて、速やかに計画を明らかにし、住民の安心に答えることが必要と思いますが答弁を求めます。

令和6年第3回定例会で教育長は、学校給食費の無償化につきましては、国などからの直接的な補助金などもないことから、多子世帯などの要件を設けたとしても、実施するには財源確保に伴う町財政への影響が大きく、持続可能な学校

給食運営の観点から難しいものと判断してきたところではありますが、実態調査の結果から、自治体の約3割が完全無償化を実施していることなどを踏まえ、学校教育および子育て支援において、公平性や施策のバランス、優先性などを考慮する中で、本町においても、今後の給食費に対する支援などのあり方について、検討が必要と考えておりますと前向きな答弁がなされています。

新しい年度に向け予算編成が今後行われますが学校教育・子育て支援に向け学校給食費無償化は、どのような検討が行われるのか。

12月9日の衆議院本会議では学校給食費の無償化をめぐり、石破総理大臣は、独自に無償化している自治体の事例も分析しつつ、今後、全国で実施する場合にはどういった課題があるのか、年末をめどに整理すると答えています。

教育長は、国のこども未来戦略方針においても、学校給食の無償化の実現に向け、実態調査の公表をした上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしており、そうした国の動向や、他自治体の情報なども注視としたが、石破発言で、年末に向け無償化に対する国からのアクションはあるのか。

後志管内でも全額無償が拡大し、半額や第2子、第3子以降無償が取り組まれています。給食費への支援のあり方について検討はどのように進めているのか。

子育て支援としても決断が必要ではないのか。

令和6年第1回定例会で、ノッタライン東山3号棟への停留所移動。大和・御崎地区への運行要請について町長は、今後、地域住民との話し合いの場を設ける予定であり、その結果を踏まえて、岩内町地域公共交通活性化協議会においても議論していくものと考えておりますと答弁。

地域住民との話し合いでどのような議論をしたのか。

運行要請のあった御崎・大和地域住民との話し合いの場は設けたのですか。

東山3号棟への停留所移動は、要請のあった東山3号棟を中心にした利用住民との話し合いの場は設けたのですか。

町長は、運行事業者の協力により実際のバスで冬期間を含めた試験運行を実施しており、その結果については近日中に報告を受ける予定としていました。

どのような報告を受けたのですか。

町は住民要望を受け止めどのように対応をしているのか。

話し合いの中で具体的な停留場所などは提起しているのですか。

利用地域住民の意見要望は聞いていますか。

公共交通の事業効果を、自家用車を持たない、または利用できない高齢者や障がい者等の交通弱者の通院や買い物等における利便性が確保され、外出機会の促進が図られる。その上で、まちづくりの観点から商店街などと連携することにより、地域の活性化に繋げることができる。また、幹線交通とフィーダー交通の連携を強化することにより、公共交通全体における利用拡大も期待できるとしています。

令和5年6月29日の第32回協議会の中で住民要望が報告されていますが、事業者による試験運行結果も含めていつ協議会の中で話し合うのですか。

住民は要望結果の実現を切望しています。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、本町での合葬墓の設置の時期、規模は具体的になってきたのかについてであります。

合葬墓の設置時期や規模等については、現在、他の自治体における整備内容や管理方法等を調査しているところであり、現段階において、具体的にお示しできませんが、こうした情報収集の結果を踏まえ、今後、整備に向けた検討に着手してまいりたいと考えております。

2 項めは、これまでの関係者との協議での意見の内容はについてであります。

宗教関係者からは、町民要望が一定程度あるのであれば、今後必要になるのではないかという意見がある一方、墓じまいが助長されることや、将来的な供養の在り方について苦言を呈するご意見をいただいております。

また、石材事業者からは、墓碑建立者の減少に伴う経営への影響が危惧されることから、合葬墓に関する慎重な意見が寄せられております。

3 項めは、他の自治体での整備内容・手法などでどのような情報を得てきたのかについてであります。

現在、合葬墓に関する整備内容の検討に着手するため、合葬墓を設置している自治体へのヒアリング調査を行っておりますが、情報収集の内容としましては、収容可能数の検討方法や導入までの流れ、また、管理方法や料金設定、施工事業者との調整内容のほか、供用開始後の実際のニーズや運用上での課題など、具体的な事例調査を実施しているところであります。

4 項めは、施設のあり方・埋蔵方法についてであります。

施設管理のあり方や埋蔵方法につきましては、合葬墓を含めた墓園内の環境維持や、管理棟設置の必要性、納骨時の対応等について調査しております。

5 項めは、墓碑等への名盤の設置なども検討しているのかについてであります。

墓誌や戒名板などの名盤の設置につきましては、実績のある自治体へ聴き取り調査を行い、設備を設けた経緯や利用状況などを調査しているところであります。

6 項めは、利用条件、管理料や合葬墓の建設場所はについてであります。

利用条件や管理料など、使用に関する条件面につきましては、各自治体により、設定が様々であることから、この点についても調査をしているところであります。

また、建設場所につきましては、合葬墓の規模にもよりますが、1つの墓を共同利用することから、一定程度の広さの確保や周辺地域への影響なども考慮し、町が管理する墓地の中から選定することになるものと考えております。

10 項めは、地域住民と停留所の移動・移設について話し合いの場を設けたのか、どのような議論をしたのかについてであります。

ノッタラインの東山3号棟への停留所移動及び、御崎・大和地区への運行の陳情があった代表の方々とは、それぞれの意見交換の場を設け、安全面の確保と路線を変更をした場合の走行時間への影響など、運行事業者による冬期間における路線幅の確認を含めた試験運行結果を報告のうえ、再度、住民の方々の希望されている停留所の位置や利用状況などの話し合いを行ったところであります。

11 項めは、運行事業者からの試験運行結果報告の内容はについてであります。

運行事業者からの試験運行の実施結果につきましては、東山団地では、要望

いただいた東山団地3号棟のほか、1号棟前及び12号棟前での試験運行結果に関する報告を受けたところであり、3号棟及び1号棟前のルートについては、冬期間における路線の幅員減少により運行に支障が見込まれることから、比較的路幅が確保されている12号棟前付近への停留所設置の可能性についての報告内容でありました。

また、御崎・大和地区については、国道229号線から向かうルートと、道道270号線を利用するルートの報告を受けており、交差点での積雪にともなう危険性のほか、天候と流雪溝の利用状況によって、危険性が変動する旨の報告内容でありました。

12項めは、町は住民要望へどのような対応をしているのか。具体的な停留場所などは提起しているのですか。利用地域住民の意見は聞いていますか。についてであります。

住民要望への対応としましては、代表者との意見交換の場を設け、運行事業者の試験運行や地域の状況を踏まえ、運行に関する安全性の確保を前提とした停留所の設置場所について話し合いを行うとともに、地域において実現の可能性がある代替案として、東山12号棟前付近と、大和19番地9地先となる、株式会社マルコー設備付近をそれぞれ提示し、意見をいただいたところでありました。

こうした代替案の提示に対し、東山12号棟前付近への移動については、2号棟、4号棟の方からは、現行の人材開発センターから距離が遠くなってしまいう事による反対意見や、5号棟の方においては、集合玄関が待合所になることへの不安視から慎重な意見をいただいております。

また、御崎地区代表の方から停留所設置の要望があった、民営の集合住宅駐車場の出入り口付近につきましては、家主から理解を得られなかったことから、要望場所への設置は困難である旨の説明を行い、その代替案として、大和19番地9地先を提示したところではありますが、要望していた場所と距離が離れるため、設置メリットが発生しない地域もあることから、今後、大和地区の方々の意見をききながら、他の候補地への設置要望があった際は、改めて町とも相談したいとのご意見をいただいております。

13項めは、事業者による試験運行結果も含めていつ協議会の中で話し合うのですかについてであります。

陳情を受けた東山3号棟への停留所移設と、御崎・大和地区への停留所設置については、次回開催予定の岩内町地域公共交通活性化協議会において、状況報告及び、協議内容について説明したいと考えております。

【答 弁】
教 育 長：

7項めの、予算編成において、学校教育・子育て支援に向け学校給食費無償化は、どのような検討が行われるのかについてであります。

学校給食費の無償化については、国等からの直接的な補助金等もなく、財源確保に伴う町財政への影響が大きいことから、持続可能な学校給食運営についての検討のほか、他の自治体における取組状況や、国の実態調査の結果を参考にするなど、今後の給食費に対する支援等のあり方として、検討を進めているところであります。

8項めは、石破発言で、年末に向け、無償化に対する国からのアクションはあるのかについてであります。

12月9日の衆議院本会議において、石破総理大臣による、学校給食費の無償化に係る発言については、報道等により確認しており、それに関する、国からの通知などは受けておりませんが、国における学校給食費の無償化に係る動向については、注視してまいります。

9項めは、給食費への支援のあり方について、検討はどのように進めているのか。子育て支援としても決断が必要ではないのかについてであります。

給食費への支援のあり方の検討にあたっては、本町において、第3期岩内町子ども・子育て支援事業計画が策定されているところであり、その策定に向けたアンケート調査の結果や、岩内町子ども・子育て会議における出席委員からの意見などを参考に、検討を進めているところであります。

さらに、給食費の無償化と、他の支援策も含め、町財政への影響や保護者負担の影響などを踏まえた検討も必要と考えており、学校教育及び子育て支援において、公平性や施策のバランス、優先性なども考慮した中で、今後の給食費に対する支援等のあり方について検討してまいります。

< 再 質 問 >

墓誌や戒名板などの銘板の設置は実績ある自治体へ聞き取りを行い、設備を設けた経緯や利用状況などを調査しているなど、利用に関して調査中としています。

住民は切望している合葬墓です。速やかな調査が求められます。合葬墓の納骨者名簿を提示できる方策をとということで、最後にこの岩内で過ごされ、家族にもみとられず無縁仏であったかも知れませんが、この町に住んでいたのですから、誰か知り合いがこの町にいたとは思いますが。

そのような方を、せめてお盆のときなどにはお参りできるよう検討していただきたい。

どこに葬られたのか全くわからないそんなことにならないよう、町はきちんとお世話されているのですから、個人を知る方がお参りできるような形にしていたいただければと考えます。

葬儀もなく、直葬であっても町で生活していた人を、せめて誰もがお参りできるよう、無縁仏で亡くなった方も利用住民とともに名前を刻むことができるような銘板などを形にいただければと思います。所見を求めます。

給食費の無償化について、国における学校給食費の無償化に係る動向について注視すると答えました。

第3回定例会では、給食費の無償化等を実施している町村は、後志管内では19か村町中、11町村でしたが、今回の報道では、今日の報道では、積丹町が全額無償に。全額無償の町村は5から6町村に拡大し、無償化等の取り組みは後志管内では63%を超えています。

保護者の経済的負担の軽減と子育て支援に繋げたい。国が給食費無償化を実現するまで続けたいとして報道されています。

少子化対策や子育て支援の側面もあり、必要性が高まっています。国の動向とともに、保護者負担の影響などを踏まえ、独自の検討も必要ではありませんか。

ノッタライン。東山停留所への住民への話し合いの中で、試験的運行結果を、報告を受け、12号棟が比較的路幅が確保されている停留所の可能性が報告されています。

東山の停留所の設置は、人材センターが風が強くて大変ということから、移動する移動の要請があり検討にしていたものであります。この冬こそ停留所の必要となります。早急な話し合いを協議会の中で行っていただきたい。

御崎・大和地区は、代替案を提示し、今後改めて町とも相談したいと意見をいただいているという話です。丁寧な話し合いが必要です。

停留所までの、平成26年地域公共交通アンケート結果で、地区別、年齢3区分別人口および構成比は、御崎の65歳以上構成比が41.5%、町内で1番比率が高く、15歳から65歳を合わせると91.9%で敷島内93.6%の次に高齢の構成比が高く推移している地域でした。アンケートから約10年を経て、地域住民の要望は切実で、地域公共交通が生活の足としてますます必要になると思いませんか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、無縁仏でなくなった方も利用住民と共に名前を刻むことができるような名盤など形にしていただければと思いますについてであります。

合葬墓の整備につきましては、現在、設置している自治体に対し、収容可能数の検討方法や導入までの流れ、管理方法や料金設定などのヒアリング調査を行っているところであり、こうした調査結果を踏まえ、本町における名盤の設置を含めた合葬墓の整備内容や方針についての検討に着手してまいります。

3 項めは、ノッタラインの運行についてであります。

東山の停留所の設置場所につきましては、地域住民との意見交換の場において、代替案として東山12号棟前付近をお示しし、意見をいただいたところであり、次回開催予定の岩内町地域公共交通活性化協議会において、状況報告及び協議内容について説明して参ります。

また、御崎・大和地区の高齢化に伴う地域公共交通の必要性につきましては、地域住民の生活の足として、必要であると認識しておりますので、引き続き地域住民の方々との話し合いを行って参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、ノッタラインの運行につきましては、これまでも様々な住民の要望があることは認識しており、全てのニーズに応えることは、現実的には困難でありますので、路線の拡大や停留所の増設などにつきましては、持続可能な地域公共交通の確保を前提に、利便性の向上に努めてまいります。

【答 弁】
教 育 長：

2項めの、国の動向と共に、保護者負担の影響なども踏まえ、独自の検討が必要ではないかについてであります。

学校給食費の無償化については、国等からの直接的な補助金等も示されてなく、持続可能な事業とする上でも、財源確保に伴う町財政への影響が大きいことから、他の支援策も含め、町財政への影響や保護者負担の影響などを踏まえ、学校教育及び子育て支援において、公平性や施策のバランス、優先性なども考慮した中で、本町の実情に即して、今後の給食費に対する支援等のあり方について検討してまいります。

2 総務省「会計年度任用職員の再任用2回上限の撤廃」を受け雇用の改善を

岩内町職員、令和5年4月2日から令和6年4月1日までの離職者で退職等の状況では、自己都合・その他が9名。再任用が3名の12名の方の退職が広報に掲載され、自己都合退職は今年度6名と報告されている。令和5年第1回定例会での佐藤議員への町長答弁では、退職理由の要因の中に自身の職位や業務の責任、仕事の質と量への負担感も重なり、退職に至る職員もいたものと認識していると答えています。

岩内町職員定数条例での職員数は。

令和6年度職員数は、定数条例との比較での過不足数は。

過去3年度の会計年度任用職員の採用者数は。

会計年度任用職員の配置先は。

現在、任用職員の任用期間の最長は。

令和7年3月、会計年度任用職員で公募予定になる関係所管と人数は。

6月28日、総務省は、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルを改正し各都道府県総務部長・各政令指定都市総務局長宛に通知をした。

期間業務職員を継続任用できる期間を3年に制限する、3年目公募規定を撤廃し、地方公務員の非常勤職員・会計年度職員の採用についてマニュアルから削除を行っている。

3年目公募規定の削除によって会計年度任用職員等の処遇の変化は。

町の会計年度任用職員の任用等に関する要綱。

第3条第4項第1号公募によらない任用では、前年度に設置されていた職又は当該年度に設置されている職に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、面接、当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると任命権者が認める場合。

第3条第5項では、前項第1号の規定による公募によらない任用、以下、公募によらない再度任用というは、同一の者について2回を上限とすると要綱に明記されている。

総務省の事務処理マニュアルで、任命権者は、これらの規定による公募によらない採用は、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとするのが削除されている。

この事務処理マニュアルと町の要綱との違いがあるのはなぜか。

人事院は期間業務職員運用のあり方の検討では、公募によらない再採用の上限回数を連続2回までとするよう努める規定の存在により、有為な人材が3年を区切りに公務外に流出するなどの弊害を生じているとして削除されたものと明記されている。

国と同じに公募によらない再度の任用の上限数を2回にしたことで、公募を理由に雇い止めが行われ有為な人材が3年を区切りに公務外に流出するなどの弊害に気づき通知され改善されたのではないのか。

通達、期間業務職員の適切な採用に当たっての留意点等についてを発出し、仮に公募を行った際に、一定数の応募者は見込まれるものの、職場内の職務経験を有することにより公務の能率的な運営に相当程度資することが想定され、公募への応募者よりも、むしろ職場内の職務経験を有する者を任用することが適当であると任命権者が判断する場合などが示されている。

会計年度任用職員の採用について、町が機械的に3年目公募にこだわる根拠がなくなり、町が地域の実情に応じ雇用継続ができることになったのではありませんか。

住民の生活を支える自治体の業務は、正規の常勤職員によって自治体が直接執行すべきものです。総務省も、公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべき、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル、とうたっています。

常時設置すべき職については、常勤職員を配置すべきです。

公務の専門性・継続性・公平性・平等性を担保し、全体の奉仕者としての使命を果たすためには、任期の定めのない身分保障された常勤職員の配置こそ必要ではありませんか。

町の会計年度任用職員の任用等に関する要綱。

第3条第5項中、公募によらない任用は、同一の者について2回を上限とするを撤廃し、会計年度任用職員の人材確保と雇用を守る改善が必要ではありませんか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、岩内町職員定数条例の職員数と、令和6年度職員数との比較による過不足数についてであります。

岩内町職員定数条例第2条で規定する常勤一般職職員の定数は200人であり、令和6年12月1日現在、同条件の職員数は148人であります。したがって、条例に規定する定数に対し、52人少ない状況にあります。

2 項めは、過去3年度の会計年度任用職員の採用者数についてであります。本町が採用し雇用する会計年度任用職員の雇用形態は、多種多様であります。各年度10月1日現在の延べ人数で申し上げますと、令和4年度は107人、令和5年度は96人、令和6年度は95人です。

3 項めは、会計年度任用職員の配置先と、現在任用する職員の任用期間の最長について及び、令和7年3月に公募予定になる関係所管と人数についてであります。

現在、会計年度任用職員については、総務部、民生部、建設経済部、出納課、議会事務局及び、教育委員会に配置し、その内、最も長い任用期間は、雇用契約が毎年度連続し、かつ雇用形態を平日勤務とする一般事務職の会計年度任用職員で申し上げますと5年です。

また、令和6年度末に、再採用の回数が連続2回を超える会計年度任用職員の関係所管と人数につきましては、現在、令和7年度の予算編成作業中であり、また今後の退職者数や、4月の新規採用者数等の状況を踏まえ、決定していくことから、現時点で人数は確定しておりません。

4 項めは、3年目公募規定の削除による会計年度任用職員等の処遇の変化についてであります。

今般、人事院の期間業務職員の適切な採用についてが改正されたことを踏まえ、総務省においても会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第2版が改正され、公募によらず従前の勤務実績に基づく、能力の実証などにより再度の任用を行うことができるのは、原則2回までとする国の取扱いが廃止されたものであり、これにより回数に関わらず任期ごとに、従前の勤務実績に基づく能力の実証などを行うことにより、再度の任用を行うことができるよう、処遇が変わったものと認識しております。

5 項めは、総務省の事務処理マニュアルと町の要綱との違いについてであります。

改正された総務省の事務処理マニュアルとの違いにつきましては、現在、町と雇用契約を締結する会計年度任用職員において、連続2回の限度を超える者の雇用契約の終期が年度末であることから、これに合わせ、町の要綱改正の必要性及び時期についての検討をしていたことによるものであります。

6 項めは、人事院は、有為な人材が公務外に流出するなどの3年目の公募の弊害に気づき通知され改善されたのではないかについてであります。

人事院が通知を改正した理由といたしましては、期間業務職員制度の導入から10年以上が経過し、人材獲得競争がし烈になる中、行政サービスの提供を支える高い適性を有する人材が、3年を区切りに公務外に流出するなどの状況を鑑み、人材確保の実情に応じた方法で柔軟に採用を行うことが可能となるよう改正したものと認識しております。

7 項めの、3年目公募にこだわる根拠が無くなり、町が地域の実情に応じ雇用継続ができることになったのではないかと、9 項めの、公募によらない任用の2回の上限を撤廃し、会計年度任用職員の人材確保と雇用を守る改善が必要

ではないかにつきましては、関連がありますので併せてお答えします。

この度の人事院並びに総務省が通知を改正した背景にある、公務外への人材流出は、本町においても例外ではなく、生産年齢人口の減少も相まって厳しい状況にあります。

そのため、町の要綱においても、安定的な行政サービスを提供するうえで、同一の者について公募によらない再度の任用の上限を2回とする規定につきましては、本年度中に改正する必要があるものと考えております。

しかしながら、会計年度任用職員を採用するにあたっては、平等取扱いの観点から公募を行うことが原則であり、あくまでも例外として公募によらない再採用が位置付けられていることから、町としましては、人事院が公募によらない再採用を行う場合の例として示している、職場内の職務経験を有することにより、公務の能率的な運営に相当程度資することが想定されるほか、勤務実績、業務の必要性、能力の実証、さらには、本町における人材確保状況などを考慮しながら、引き続き、適切に対応してまいりたいと考えております。

8項めは、常時設置すべき職については、任期の定めのない常勤職員の配置こそ必要ではないかについてであります。

町としましても、常勤職員を中心とした配置の必要性については認識しておりますが、一方では、常時勤務を要する業務については、業務の内容や責任の程度などを踏まえた、業務の性質と業務の量などにより、常勤職員と会計年度任用職員の配置を判断すべきものと考えております。

いずれにしましても、これまで同様、窓口対応事務の補完や、その時々の方の政策、本町の政策的事業を担う繁忙部署への期間限定的な人員配置を講じていく必要があります。住民サービスの維持・向上を図るためにも、会計年度任用職員を含め、多様な人材を総動員しながら、適正な職員数、職員配置、組織体制の構築に努めてまいります。

< 再 質 問 >

町職員200名、不足分は52名と答弁しています。同一の者について公募によらない再度の任用上限は2回とする規定は、今年度中に改正すると、改正する必要ありと答えています。

再任用対象での、対象者の不安を取り払うためにも速やかに要綱の改正で人材の確保を進めていただきたいと指摘しておきます。

※指摘につき、町長は答弁をしておりません。

3 衰退産業となりつつある原発 再稼働ではなく再生可能エネルギーに転換を

運転が止まって12年半を超える北海道電力の泊原発。北電の齋藤晋社長は10月31日の会見で、早ければ2027年夏にも再稼働できる可能性があると見解を示した。12年以上も運転できない原発。新規制基準にまだ合格もせず対策費も膨らむ。

昨年の通常国会に出されたGX電源法案で運転期間の延長に関わる原子炉等規制法と電気事業法の改正、原発推進を国策として法的に位置づけるための原子力基本法などの改正が行われた。

原子炉等規制法には福島第一原発事故後、運転期間は原則40年、延長しても60年という規定を削除し、電気事業法に原則40年だが60年まで経済産業大臣認可で延期できる。その際原子力規制委員会の審査等で停止していた期間は運転期間としてカウントしないとしたことで60年という運転期間の上限がはずれた。

こうした原子炉等規制法の改正を町はどのように受け止めたのか。

原発の運転期間についての定めを、原子炉等規制法という規制側の法律から、電気事業法という推進側の法律に移した。

老朽化に伴う危険を抑えるために運転期間を制限する側から電力供給のため運転期間を延長する側に制度が逆転した。来年6月施行ですが町の思いは。

自公政権は政策で、再稼働への総力結集、運転期間の延長、既設原発の最大限活用、等から原発回帰のために原子力基本法の改正をも行った。

原発を電気の安定供給の確保と脱炭素社会の実現に資する原発推進を国の法的責務とした。使用済み燃料の再処理・貯蔵や最終処分をするため地方自治体に働きかける等を国の基本的施策に位置づけた。

隣々接に安全基準で12年半以上も停止する原子力発電所を抱え、神恵内村や寿都町での核ゴミ処分場問題が住民を分断する国の施策を、どのように受け止めているのか。

原発政策で電力会社は使用済み燃料からプルトニウムを取り出し原発の燃料として利用する核燃料サイクルを目指してきた。使用済み燃料は、各原発で管理貯蔵容量に近くなりプールが数年で一杯になり、運転できなくなる、2030年問題が指摘されている。

使用済み燃料の再処理など見通しがたっていると思いますか。

核燃料サイクルはプルトニウムを取り出す再処理工場、プルトニウム燃料を利用しプルトニウムを生み出す高速増殖炉が核燃料サイクルです。

核燃料サイクルは破綻していると思いませんか。

欧米での最近の原発建設費は1基あたり約2兆円。アメリカでは、AP1000という国内最新型の原発で営業運転を開始したボーグル原発3号機・4号機は2基で約5兆円です。原発は低コストと宣伝していますがアメリカの投資銀行ラザードの調査、2024年6月発表では、1千キロワット時あたりの発電単価は太陽光発電61ドル。風力発電50ドル。原発182ドル、天然ガス火力76ドル。原発の発電単価は再エネの3倍になっています。

原発は低コストだと思いますか。

原発は運転したら出力を下げることはできないため、各地で電力需要が小さい時期に再エネ発電を止める出力抑制が行われている。原発を止めないという原発優先ルールによるもので再生可能エネルギーに変えれば再生可能エネルギーが伸

びることになる。

原発が再生可能エネルギーの妨害をしていると思いませんか。

三菱重工、東芝、日立製作所など原発メーカーは約20年も新規着工がなく、原発建設の経験と技術の継承が危ぶまれる状況で、新規性基準対応の改修工事とメンテナンスで仕事をつないでいる。川崎重工業や住友電工など原子力事業からの撤退した企業も20社に上る。

新規建設の見通しもなく、重要な企業が抜けていく原発はすでに衰退産業になりつつある、日経2024.8.26原発誰が動かす、と言えるのではないのか。

使用済み燃料は、核燃料サイクルで再処理することを前提に専用プールで保管していますが、日本原燃の再処理工場は操業延期を27回も繰り返し見通しはたっていない。核燃料サイクルは高速増殖炉もんじゅが、1995年の事故を機に廃炉となった。原発は電気の安定供給の確保と脱炭素社会の実現のため、原発推進を国の法的責務としたが、原発政策は破綻していると言えませんか。

日本の原発は新規規制基準を基に運用され、安全・安心を確保するよう最大限の努力が積み重ねられています。しかし、避難計画が原子力規制委の審査の対象外になっている。

事故は起きるものという前提に立てば、原発自体の安全対策と住民の避難計画はセットで考えなければ意味がない。避難計画も規制委の審査対象とすべきだと東京女子大学、広瀬弘忠名誉教授、災害リスク学が主張している。

毎年避難計画に基づいて住民避難訓練を実施し住民の安全・安心の確保が、安全・安心を守るべき原子力規制委員会での審査対象外。自治体へ丸投げはあまりにも無責任。憤りを感じませんか。

避難できない複合災害の原発事故。核燃料サイクルも破綻、泊原発3号機の再稼働までにかかる新規規制基準を満たすための安全対策費が現時点で総額5,150億円。3号機が停止した2012年度以降に投じた泊原発全体の維持管理費などと合わせると、再稼働までに少なくとも約1兆3千億円が必要と報道された。

北電が今進むべき方向は破綻した原発政策での再稼働ではなく、再生可能エネルギーへの転換で安全・安心の道に進むべきではないのか。

住民の命と暮らしに責任を持つ町長の所見を求めます。

【答 弁】
町 長：

1 項めの、原子炉等規制法改正の町の受け止めはについてと、2 項めの、来年6月施行だが町の思いはについては関連がありますので、併せてお答えします。

令和5年2月に閣議決定されました、GX実現に向けた基本方針のなかで、原子力の活用につきましては、原子力は、その活用の大前提として、国・事業者は東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を一時たりとも忘れることなく、安全神話からの脱却を不断に問い直し、規制の充足にとどまらない自主的な安全性の向上、事業者の運営、組織体制の改革、地域の実情を踏まえた自治体等の支援や避難道の整備など、防災対策の不断の改善等による立地地域との共生、国民各層とのコミュニケーションの深化、充実等に、国が前面に立って取り組むものとしております。

これを受け、既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、現行制度と同様に、運転期間は40年、延長を認める期間は20年との制限を設けたうえで、原子力規制委員会による厳正な安全審査が行われることを前提に、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めるとした、グリーントランスフォーメーション脱炭素電源法が、令和7年6月6日から施行されることとなっております。

町としましては、運転期間の取り扱いも含め、原子力発電所の安全性については、国が責任を持って丁寧な説明を行い、国民の理解と信頼を得ていくものと考えております。

3 項めは、核ゴミ処分場問題が住民を分断する国の施策の受け止めはについてであります。

高レベル放射性廃棄物の最終処分につきましては、それを発生させた現世代の責任として、将来世代に負担を先送りしないよう、その対策を確実に進めることが不可欠であるとの考えから、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針においても、国は、政府一丸となって、かつ、政府の責任で最終処分に向けて取り組んでいくとしており、最終処分場の議論を国全体の問題として、関係住民のみならず、国民の理解と協力を得ながら進めていくことが重要と考えております。

4 項めの、使用済み燃料の再処理などの見通しがたっていると思いますかについてと、5 項めの、核燃料サイクルは破綻していると思いませんかについてと、9 項めの、原発政策は破綻していると言えませんかについては関連がありますので、併せてお答えいたします。

使用済み燃料対策や核燃料サイクルなど、原子力政策に関する取組みについては、エネルギー政策基本法に基づき策定されている第6次エネルギー基本計画において、国が前面に立って最終処分に向けた取組みを進めるとしており、そこに至るまでの間、使用済み核燃料を管理することは、核燃料サイクルの重要なプロセスであり、使用済み燃料の貯蔵能力の拡大へ向けて、政府の取組を強化するとされていることから、引き続き、国のエネルギー政策の中で、国民への丁寧な説明と対応がなされ、計画に沿って推進されていくものと考えております。

6 項めは、原発は低コストだと思いますかについてであります。

太陽光や風力発電などといった再生可能エネルギーと原子力など各種電源ごとの発電コストについては、資源エネルギー庁をはじめとし、様々な機関において各々の条件設定のもとに発電コストが算出されており、資源エネルギー庁が公表している2020年時点と2030年時点のコスト試算では、原子力発

電が、石油、火力や風力発電などより安価であるとのデータが示されております。

また、安定的で安価なエネルギー供給は、国民生活、社会・経済活動の根幹であり、我が国の最優先課題であることから、発電コストの視点のみにとどまらない、様々な電源による多様な構成の重要性が述べられていると認識しております。

7項めの、原発が再生可能エネルギーの妨害をしていると思いませんかについてと、11項めの、原発政策での再稼働ではなく、再生可能エネルギーへの転換で安全・安心の道に進むべきではについては関連がありますので、併せてお答えします。

国のエネルギー基本計画では、原子力は安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源としており、GX実行に向けた基本方針では、足元のエネルギー危機を乗り切るために、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用するとしております。

町としましては、暮らしと経済の基盤である電力は、安全性の確保を前提に、安定供給・経済効率性・環境への適合を基本的視点として、社会経済の変化にも柔軟に対応できるよう、様々な電源の特性が活かされた多様な構成とすることが重要と考えており、原子力発電と再生可能エネルギーの組合せが、未来の持続可能なエネルギーシステムを支える基盤となる可能性も含め、今後、検討されていくものと考えております。

8項めは、原発はすでに衰退産業となりつつあると言えるのではないのかについてであります。

国のGX実現に向けた基本方針において、安全性向上の取り組みに向けた事業環境整備を進めるとともに、研究開発や人材育成、サプライチェーン維持・強化に対する支援を拡充するとされていることから、技術者の育成や技術の継承など、人材の強化や関係する企業の支援等、原子力サプライチェーンの維持につきましましては、国が責任を持って取り組んでいくべき課題であると考えております。

10項めは、自治体への丸投げに憤りを感じませんかについてであります。

本町における原子力防災につきましましては、国の防災基本計画、原子力災害対策指針及び北海道地域防災計画に基づいて作成された泊発電所周辺地域原子力防災計画を基本としており、避難等の防護措置や、住民避難訓練を含む原子力防災訓練の実施については、この計画において定めております。

本計画は、原子力防災訓練の実施により得られた検証結果や過去の他地域の災害及び事故の教訓等を踏まえ、計画内容の精度と実効性がさらに高まるよう随時修正を重ねており、この修正にあたっては、国の原子力災害対策指針や北海道地域防災計画の内容と整合性を図りながら、国や北海道、電力事業者が委員であります、泊発電所原子力防災会議協議会での協議を経て、修正内容が決定されることとなります。

また、内閣府において取りまとめられた泊地域の緊急時対応につきましても、国、北海道、電力事業者及び周辺自治体が連携して原子力災害に対応する内容となっていることから、町といたしましては、原子力災害時における住民の安全・安心の確保については、国、北海道及び電力事業者と連携しながら取り組んでいるものと認識しております。

< 再 質 問 >

重要な質問への答弁は、国が前面に立って取り組むもの。国が責任を持って丁寧な説明を行い、国民の理解と信頼を得ていくもの等と答えていますが、国民の理解、信頼は得ていません。

再度言います。使用済燃料は核燃料サイクルで再処理することを前提に専用プールで保管しているが、日本原燃の再処理工場は操業延期を27回も繰り返し、見通しは立っていない。

核燃料サイクルは高速増殖炉もんじゅが1995年の事故を機に廃炉となり、国の原発政策は破綻しています。

福島原発事故から、住民から福島原発事故は住民から故郷を奪い、地域の暮らしを壊しました。

原発が抱える危険性は社会的に容認できるものではないと思いませんか。

国の中長期のエネルギー政策の方向性を示す第7次エネルギー基本計画計画が公表されました。

原案で、原発について福島第1原発事故以降、国が掲げてきた可能な限り、原発依存度を低減するのも文章を削り、最大限活用と報道されました。

事故の教訓を投げ捨て、原発回帰は許されない。

町長をはじめ、所管担当職員は原発、福島原発事故の町の姿を現実を見て、見聞しその現実を直視し、答弁に反映できるよう、現地視察を予算化すべき、すべきではありませんか。またその知見を取り入れた答弁をすべきではないのか、答弁を求めます。

【答 弁】
町 長：

1項めは、原発が抱える危険性は、社会的に許容できるものではないと思いませんかについてであります。

使用済燃料対策や核燃料サイクルなど、原子力政策に関する取組みについては、第6次エネルギー基本計画において、国が前面に立って最終処分に向けた取組みを進めるとしており、使用済燃料の貯蔵能力の拡大へ向けても、政府の取組を強化するとされていることから、引き続き、国のエネルギー政策の中で、国民への丁寧な説明と対応がなされ、計画に沿って推進されていくものと考えております。

町といたしましては、暮らしと経済の基盤である電力は、安全性の確保を前提に、安定供給・経済効率性・環境への適合を基本的視点として、社会経済の変化にも柔軟に対応できる様々な電源の特性が活かされた多様な構成とすることが重要との認識のもと、原子力発電と再生可能エネルギーの組合せが、未来の持続可能なエネルギーシステムを支える基盤となる可能性も含め、今後、検討されていくものと考えております。

2項めは、町長はじめ所管担当職員は福島第一原発事故後の町の姿を現地で見聞し、その現実を直視し答弁に反映できるよう現地視察を予算化すべきではありませんか。また、その知見を取り入れた答弁をすべきではないのかについてであります。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後においては、運転段階の安全を確保する検査制度の見直し・強化など、安全水準を高めていくための取組みがなされているところであり、町といたしましても、原子力発電所の安全性については、運転期間の取り扱いも含め、国が責任を持って取り組んで行くべきものと考えており、今後も丁寧な説明が行われ、国民の理解と信頼を得ていくものと考えております。

< 再々質問 >

原子力発電所の安全性については、運転期間の取り扱いも含めて、国が責任を持って取り組んでいくべきものと考えており、今後も丁寧な説明が行われ、国民の理解と信頼を得ていくと答弁しました。

国が言った安全対策を死守するのではなく、自治体職員自らが町の安全・安心が本当にこれで守れるのかとどこで検証するんですか。

現地で見聞をし、知見を広げ確信を持って答弁するには、現場を見ることが一番信頼できるものではないのか。

町長をはじめ、泊原発を抱える担当職員には、福島現地に行かせるよう研修費等を計上すべきではないのか。

【答 弁】

町 長：

担当職員が現地を確認することは、重要なものであると考えておりますが、原子力発電所の安全性については、国が責任を持って取り組んで行くべきものと考えており、今後も丁寧な説明が行われ、国民の理解と信用を得ていくものと考えております。